

令和3年3月定例総会議事録

日 時 令和3年3月18日（木） 午前9時35分～午前10時50分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

第4号 形状変更届

3. 局長専決処分報告

第1号 取消願（農地法第5条による届出）

第2号 農地法第4条による届出

第3号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

第7号議案 非農地通知について

第8号議案 下限面積（別段の面積）の検討について

第9号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正（案）について

5. 閉 会

午前 9 時 35 分 開会

○会長

皆様おはようございます。昨日、桜の開花宣言がございました。暑さ寒さも彼岸までと申しますけれども、大分温かくなってきました。

今日は、令和 3 年 3 月の定例総会です。これで私も一区切りつけさせていただくような状況になりました。どうか最後までよろしく願いいたします。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は 23 名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和 3 年 3 月定例総会を開会いたします。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 4 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 22 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 10 件、報告第 4 号 形状変更届 1 件、局長専決処分報告第 1 号 取消願（農地法第 5 条による届出） 2 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 4 条による届出 3 件、局長専決処分報告第 3 号 農地法第 5 条による届出 10 件。

議案としては、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請件 15 件、第 2 号議案 買受適格証明願（耕作目的） 1 件、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 6 件、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 10 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転 6 件、第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定 67 件、第 7 号議案 非農地通知について 9 件、第 8 号議案 下限面積（別段の面積）の検討について 1 件、第 9 号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正（案）について 1 件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 3 月 9 日に行っております。北部は現地調査対象案件がありませんでした。

また、調査会については、南部が 3 月 11 日、北部が 3 月 12 日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、11 番委員の伊東委員、12 番委員の中村委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書24ページ及び25ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番の審議結果について報告します。

令和3年3月15日に開催された第60回常設審議委員会において、佐賀市が意見聴取を行った農地法第5条関係1件については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で、常設審議委員会についての報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から4番までの4件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

8

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号8番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっておりますので、〇〇委員には一時退室していただき、先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件について、〇〇委員に一時退室していただき、先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

[委員 退室]

○会長

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

[委員 入室]

○会長

次に、議案書3ページから7ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

8を除く1～22

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号8番を除く、報告番号1番から22番までの21件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページから10ページまでをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から10番までの10件について御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長

報告第4号 形状変更届、報告番号1番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっておりますので、〇〇委員には一時退室していただき、この案件の意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件について、〇〇委員に一時退室していただき、意見を伺うことに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書12ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第5条による届出）

1・2

○会長

局長専決処分報告第1号 取消願（農地法第5条による届出）、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出

1・2・3

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページから16ページまでをお開きください。

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長

局長専決処分報告第3号 農地法第5条による届出、報告番号1番から10番までの10件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書17ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、普通売買の案件、審議番号3番は、別世帯間での親から子への贈与の案件、審議番号4番は、同一世帯での親から子への贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり

許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び43ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

14

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

53

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号14番及び、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号53番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、申請人が同一で、同時申請により下限面積要件を満たすものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号14番及び第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号53番の2件は、申請人が同一で、同時に申請されたことにより、下限面積要件を満たすことになるため、一括審議・一括採決としました。

なお、本案件については、新規就農の案件ではありますが、佐賀市のトレーニングファームで経験を積まれていることから、地元農業委員との協議の結果、申請人説明を求めませんでした。

農地法第3条の規定による許可申請、審議番号14番については、地元農業委員による現地

調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすことから、許可相当と判断しました。

また、農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号53番についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当と判断しました。

以上のことから、この2件については、許可相当及び計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可、及び計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号14番及び、第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号53番の2件については、申請どおり許可、及び計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書17ページから19ページまでをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

14を除く、5～15

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号14番を除く、審議番号5番から15番までの10件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号14番を除く、審議番号5番から13番までの9件は、普通売買の案件、審議番号15番は、親族間の贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この10件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この10件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

審議番号5番ですが、普通売買ですけれども、双方の合意の下、決定されたかと思いますが、売買価格は10アール当たり3,500千円ということは、考えられることは、収用か何かかかって、その代替地として購入されるものなのか、その辺を確認いたしたいと思います。

○会長

はい、事務局。

○事務局

3,500千円という価格について申請人に確認したところ、この価格は土地改良の評価額ということで、3,500千円で12年前に、今の地主さんに自分が売ったとのことでした。今回、申請人はもっと規模拡大をしたいので、同じ価格で買戻すため3,500千円で、双方合意の上

でされているところです。

以上です。

○委員

収用、その代替地とかなんとかじゃなくて、買戻すということですね。

○事務局

はい、そうです。

○委員

分かりました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この10件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番を除く、審議番号5番から15番までの10件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページをお開きください。

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）

1

○会長

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番の願出人は、現在、願出地を含む約9町1反を耕作されており、願出地を取得し、引き続き耕作をしたく、願出されたものです。

地元委員の説明などから、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすと判断し、願出どおり証明相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願出どおり証明することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願出どおり証明することに決定しました。

次に、議案書21ページ及び22ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の、軽微な変更による農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今回、6次産業の取り組みの一環として自宅

敷地の中に喫茶店を兼ねたイチゴジャムの販売施設を建築することに加えて、既存の農業倉庫が手狭であるため、申請地に農業用倉庫を建て替えたく、申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号2番も、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、会社員として勤める傍ら農業を営んでいます。今般、自宅敷地の一部が県道に収用されるため、駐車スペースが無くなることから、新たに敷地の確保を検討したところ、申請地は、住宅に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号3番も、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の軽微な変更による農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいます。自宅の建て替えのため、土地の調査をしたところ、生前父が建築した農業用倉庫の一部が農地にあることが判明したため、この敷地も自宅敷地の一部といたく申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第

1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

○会長

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び23ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4・5・6

○会長

審議番号4番から6番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「埋蔵文化財試掘（一時転用）」の案件で、申請地は分譲住宅として転用することが計画されていますが、それに先立ち、埋蔵文化財の試掘調査を行いたく、一時転用申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、

適法化したく、申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「木材置場」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、自己所有の山林の土砂崩れに伴い、多くの倒木が発生したため、撤去した倒木置場として申請地を利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地北側河川へ木材が流出する恐れについて確認したところ、事務局より、申請地の周囲にはワイヤーメッシュが設置されており、木材は軽トラックで運べる程度の大きさに切ったものを集積し、ある程度の量になった時点で業者に処分を依頼するため、崩れるほど積み上げることはなく、木材が河川に流出する恐れは無い旨の説明を申請人より受けているとの説明がありました。

また、申請地への不法投棄の対策が必要ではないかとの意見があり、事務局よりワイヤーメッシュで囲まれているので、許可後に交付する標識を掲示してもらう旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書24ページから26ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農業施設の敷地拡張」の、農振用途区分の変更を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、親から経営移譲を受けたシイタケ栽培用の施設が農地に建っていることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号2番から4番までの3件は、転用目的が「病院」及び「薬局」の、農振除外を経た案件で、一体的に造成を行う計画であるため、一括審議・一括採決とし、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号2番及び3番の2件について、申請人は、現在、同じ町内で病院を運営していますが、現在の病院の老朽化が進んでいることから、建替移転を計画されました。

申請地は、同じ町内で現在の病院からも近く、地域の救急指定病院として交通の便も良いため適地と判断し、申請されたものです。

また、審議番号4番について、申請人は薬局を運営していますが、隣接する病院が移転することに伴い、院外薬局及び地域のかかりつけ薬局として新設したく、申請されたものです。

審議番号2番及び3番の2件について、委員より、申請地東側水路の既存木柵は、現状の

まま残す計画となっているが、このことについて、土地改良区との協議が行われているか確認したところ、申請人から、今回の申請にあたり、土地改良区との協議は済んでいるとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準も、ともに「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、左官業を営んでいますが、現在、資材を置いている自宅敷地が手狭となったことから、自宅から近い申請地を資材置場として利用したく申請されたものです。

委員より、雨水の流れについて確認したところ、申請人から、西側及び北側道路側溝へ流れるよう整備し、その後は既設の暗きょ管から北側水路へ流す計画であるとの回答を得ました。

また、委員より、資材置場の施工について質問があり、申請人から砂利敷若しくは真砂土での施工を予定しているとの説明がありました。

これに対し委員より、雨水の排水先である道路側溝に、雨水とともに真砂土や砂利が流れ込まないように対策と、南側の既設土留めコンクリートについて補強を行うなどの対策が必要ではないかとの意見が出され、申請人からは対応する旨の回答を得ました。

さらに、地元委員より、工事を行うにあたっては、計画どおりに行うこと、集落内であるため近隣の住人に事前に説明を行うこと、隣接する市道は集落内の生活道路で狭いところもあるため、事故がないように実施して欲しいとの意見が出され、申請人から了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号6番及び7番の2件は、転用目的が「排水管理設工事（一時転用）」及び「分家住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

まず、審議番号7番について、申請人は、実家で親と同居していますが、今般、分家住宅を建築することを計画したところ、申請地は実家に隣接していることから適地と判断し、申請されたものです。

また、審議番号6番については、審議番号7番の分家住宅からの雨水排水管を埋設するに当たり、申請地で掘削工事を行いたく、一時転用申請されたものです。

委員より、道路後退の範囲について確認したところ、事務局より道路に面する部分を約60cmから70cm後退するとの説明がありました。

また、地元委員より、申請地の西側に残る農地の一部について、一時転用が終わった後は、申請地南側の農地への耕作路として利用したいと地権者から伺っているとの説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、審議番号6番については農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準も、ともに「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「車両及び資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでおり、現在、クリーク防災事業にも携わっていますが、現在借用している資材置場では、作業効率が悪く、業務に支障が出ている状況です。

申請地は、既存の敷地に隣接しており、事業の効率化及び保有している資材の盗難防止の観点から適地と判断し、申請されたものです。

委員より、現在、借用している資材置場について、土地の返却を考えているのか確認したところ、申請人から、工事で発生する残土置場などとして、今後も併用して使用する予定であるとの回答を得ました。

また、委員より、北側に残る農地について、管理を適切に行うようにとの意見があり、申請人から了承する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この8件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番から4番までの3件については、転用目的が「病院」及び「薬局」の案件で、一体的に造成されるものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から4番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号6番及び7番の2件については、転用目的が「排水管理設工事（一時転用）」及び、「分家住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番及び7番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

私のほうからは、南部では慎重審議されたと思いますけれども、この案件について、本当に今回の敷地の部分が必要面積だったのかなど。計画図を見ますと、まだまだ余裕はあるような感じですがけれども、こういった形の中での必要面積の確認という形では、現在説明がありましたように借用地での状況がどうだったかという部分と、今回こういうふうに計画されている鉄板を、40枚並べるといのはどれくらいか私も分かりませんが、本当に必要なのか。譲受人は、クレーク防災工事等にも当たっておられますので、その事業の重要性は認めますけれども、これは私、一番最初に、事務所用地が平成30年の10月、このときは、何かこれ、一番最初に甲種農地にこういう形で許可をしていくと、大方こういう状況になっていくんじゃないかなと思っていましたけれども、やはり1年ごとぐらいで拡張されております。

最終的には北側に残る農地のところまで拡張されるんじゃないかなというふうに思うんですけども、基本的に、こういった甲種農地、いろいろ事業をして良好な営農条件の農地であるというところについては、農業委員会として、本当に必要な面積のかなという部分をもう一度確認して、1年ごとにしていけばできるんじゃないかなということで、私ちょっと危惧するのが、建設業の方というのはこういう形でやっていく部分が多いような気がします。

それから、今説明がありましたけれども、従来使っていたところは残土置場にしたいとい

うことで、その土地は多分、雑種地になっていると思いますけれども、そういう形の中で、新たに農地を取得してこういう形になるというのは、何か指導の方法、あるいは今後の状況の把握を農業委員会の事務局としてもきちんと利用状況を、こういう形で本当に必要だったかなという分を確認すべきじゃないかなと思います。

どちらに質問していいかわかりませんが、こういう形で田んぼの中にこういうのができていくというのが、ややもすると悪しき事例として運用されていくという危惧がありますので、やはり必要面積については、より慎重に許可をしていくべきじゃないかなと、これは意見で結構です。

多分こういうのが、あそこの田んなかはできとるもんなどというのが広まっていく可能性がありますので、やっぱり甲種農地、基本的には甲種、農用地あるいはそういったところについては農業をやっていく、北部でありましたように、山間地が非農地になっていくという部分、確かに、そういった用途区分については必要性を感じますけれども、今回の場合、必要性、確認はどうしてされたかなという部分だけお尋ねしたいと思います。

○会長

ただいま委員の意見に対して、事務局。

○事務局

委員が言われたように、今回の転用に関しては、過去にも1年置きぐらいに敷地の拡張ということで申請されております。

前回までの申請は、今回の土地利用計画図にも書いてありますとおり、この会社が借用されている資材置場に、点在して車両を置いてあったのを集約するというで申請されております。

南部現地調査で現地も確認しましたがけれども、現在、転用が終わっているところまでは車両は目いっぱい置いてある状態で集約をされております。

今回の申請理由にもありますとおり、クリーク防災事業等で使う鉄板等の資材等もまだ点在で置いてある形で、それをここに集約して業務の効率化を図りたいということで申請されております。

そういった面から、南部の委員さんにも御覧いただいて、面積の必要性に関しては認めていただいていると感じているところでございます。

ちなみに、現在借用されている資材置場につきましては、この申請地からずっと南のほう

に、委員が言われたとおり、農地ではなくて雑種地と宅地を借用されております。もともとそこに、車両や残土、資機材を、要は置ける分だけ置いてあったのを、用途をきれいに分けて、車両は今回の申請地、資材等も今回の申請地等に集約をしたいと。あと、工事で発生するような残土等は、借用しているところに分けて置いて、効率化を図りたいということで申請されておりますので、必要性に関しては十分認められるものと南部調査会で判断いただいていると思っております。

あと、甲種農地に関しての話ですが、これも前回からも指摘を受けているかと思いますが、ここでは圃場整備がされているところではありますが、市町村合併をする前から、ここは農用地ではなくて、もともとから白地で設定をされているところがございます。

申請地が白地になっている理由は、農業委員会のほうでは分かりませんが、そういうところであれば、甲種農地の許可基準の中で既存敷地の拡張ということで認められると思いますので、許可見込みがあって申請されているものと事務局では認識しております。

ちなみに、白地になっているのはこの場所と、北のほうに少し農地が残っておりますけれども、そこまでが白地となっていて、東側とか北側のほうは、全部青地となっておりますので、この周囲は、もし転用をしたくても農振除外からの申請になりますので、容易には転用等はされない農地であると思っております。

以上です。

○委員

ありがとうございました。事務局においては、ベテランが異動をされた場合でも、そういう課題点はぜひ共有していただきたいなと思います。ありがとうございました。

○会長

はい、どうぞ。

○南部調査会長

今、委員言われているように、今回で4回目の転用申請ということで、私たちも南部調査会で、またかまたかというような感じで現場を見させていただきました。

その中で今回、ある委員さんから、地域にも貢献されていることから、地域の振興策として既存敷地の拡張ではなく、何か手だてはないのかということも意見として発言が出ました。でも、なかなかそういう基準がないということで事務局からの説明がございまして、今後、まだ北のほうに幾分残っています。それも農地として十分管理をしていただくという旨の説

明がございましたが、今後もまた転用申請があるかもしれません。これまで許可されている分については、許可基準の範囲内で許可しているものであり、今回の申請についても、南部調査会においては必要じゃないかなということで、許可相当として総会へ送ったところです。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書27ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

9・10

○会長

審議番号9番及び10番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号9番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、家族と借家に居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったことから住宅を建築したく申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、家族で借家に居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったことから、実家近くの申請地に住宅を建築したく、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号9番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書28ページ及び29ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・6・7

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、取り下げのあった審議番号5番を除く、審議番号1番から7番までの6件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

取り下げのあった審議番号5番を除く、審議番号1番から7番までの6件：52,011㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番を除く、審議番号1番から7番までの6件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書30ページから40ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～44

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から44番までの44件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から44番までの44件

新規 21件： 118,286.47㎡

更新 23件： 204,412㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この44件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この44件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この44件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から44番までの44件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書40ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

45

○会長

審議番号45番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号45番

新規 1件： 832㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号45番については、計画案どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書41ページから48ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

53を除く46～67

○会長

審議番号53番を除く、審議番号46番から67番まで21件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号53番を除く、審議番号46番から67番までの21件

新規 10件： 47,200㎡

更新 11件： 73,215.54㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この21件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この21件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この21件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号53番を除く、審議番号46番から67番までの21件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書49ページ及び50ページをお開きください。

第7号議案 非農地通知について

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から9番までの9件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、委員から、申出地で周囲の農地が耕作されている場合は、高低差などの状況がよく分かる写真を、今後は調査会資料に追加してほしい旨の意見が出され、事務局より、今後はそのように対応する旨の回答がありました。

申出地はいずれも山林、原野化していることから、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書51ページをお開きください。

第8号議案 下限面積（別段の面積）の検討について

○会長

第8号議案 下限面積（別段の面積）の検討についてを議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第8号議案 下限面積（別段の面積）の検討について、調査会において審議したところ、委員より、今後の遊休農地の解消や発生防止のためにも有効な手段と考えられ、全国の7割で下限面積（別段の面積）の設定があるとのことで、現状に即した提案ではないかとの意見が出されました。

また、南部地区においても中山間地同様、担い手が少なくなっている現状から、今回の下限面積（別段の面積）の引き下げは妥当ではないかとの意見が出されました。

以上のことから、下限面積（別段の面積）については、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第8号議案 下限面積（別段の面積）の検討について、調査会において審議したところ、委員から、農地区分に応じた別段面積の設定について質問があり、事務局から、農地法施行規則第17条第1項の規定により、設定区域は地域単位で定めるようになっているため農地区分毎には設定できない旨の回答がありました。

また、委員から、山間部だと畑で3反はきついという意見もあるため1反まで下げるのはいいが、今後、別段面積を下げた場合は数年、追跡調査を行い利用状況を確認する必要があるのではとの意見が出され、事務局より農地パトロールで対応していきたいとの回答がありました。

さらに、委員から、会社勤めを辞めた後、農業をしたいという相談があり、こういった

方々は、いきなり5反を耕作するのはハードルが高いため、別段面積を下げて、農地パトロールを強化して対応することについては賛成する旨の意見が出されました。

以上のことから、下限面積（別段の面積）については、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書52ページをお開きください。

第9号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正（案）について

○会長

第9号議案 佐賀市農業委員会規程の一部改正（案）についてを議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

佐賀市農業委員会規程の一部改正（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

佐賀市農業委員会規程の一部改正（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和3年3月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年3月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時50分 閉会